



令和6年 8月 27日

保育の充実を図るため
育休退園制度の廃止を求める請願書

岩倉市議会議長 関戸郁文 殿

請願団体 岩倉市立保育園父母の会連絡会

代表者 市川 玄人

住所 岩倉市 [REDACTED]

紹介議員
井上真砂美
鬼頭博和
水野忠三
大野 慎治
日比野 走
塚崎 海緒
木村冬樹

【請願趣旨】

岩倉市では、保護者が育児休業を取得した場合、1歳児クラス以下に在籍する児については、出産予定日から8週間後の月末をもって退園とする扱いとなっています。

育児休業を取得した保護者は、産後2か月から、乳児2人（うち1人は生後間もない児）を自宅で育てることになります。

世帯の核家族化が進み、子育て世帯が育児の孤立を感じる人が多いといわれる現代の子育て状況に加え、男性の育児休暇取得率が低く、家庭における子育ての大部分を母親が担っている状況下にあっては、乳児2人の育児は、母親に相当の負担を強いることとなります。

また、産後まもなく乳児2人の世話をしながら復職への準備をするというプレッシャーは、母親にとって想像以上の精神的負担となっています。

特に、令和6年度（令和6年4月1日時点）の待機児童は6名（0歳児2名、1歳児4名）となっており、育休退園後、保育園に入園できるかどうか分からない状況となっています。育休退園制度により退園した児は、潜在的な待機児童となるのです。復職に際して、乳児2人を保育園に入園させることができるのかといった不安を抱かざるを得ない状況は、産後、ホルモンバランスを崩し、心身ともに不安定となる時期には酷なことです。

実際に、父母の会連絡会が実施したアンケート結果でも、育休退園制度の対象となった世帯11%のうち、退園の負担が「重い」と回答した世帯は約79%、「やや重い」も含めると約89%と高い比率を占めています。また、育休退園制度の対象となった世帯のうち、家庭外のサポートを受けなかった世帯は約36%にとどまり、それ以外の6割以上の世帯は何らかのサポートを必要としたことが明らかとなっています。そして、育休退園制度の対象となった世帯の約74%が、育休退園制度の撤廃が必要と感じています。

子どもの育ちの観点からしても、人格形成時期における環境の影響、人間関係構築の重要性などから、保育園で継続して保育を受けることは重要であると考えます。

この点、平成30年9月の貴議会定例会において、「保育の充実を図るため育児休業中の保育について保育継続を求める請願書」（請願第9号）は原案採択されており、育休退園制度の廃止の必要性は、以前より貴議会においても広く認識していただいているところです。

また、貴議会令和5年6月定例会において日比野市議より、同年12月定例会において厚生文教常任委員会の代表質問として井上市議より、育休取得時の2歳未満児の就園継続を求める旨の政策提言がされています。

これら過去の請願や政策提言にも関わらず、執行機関において具体的な対策が取られてこなかったことは、「こどもまんなか応援サポーター」を謳う

岩倉市のあるべき姿と矛盾します。

愛知県内において、年齢にかかわらず保育の必要性を認めている自治体は12市町あります。近隣では、名古屋市、一宮市、稲沢市があり、江南市においても育休退園制度の見直しが検討されています。

岩倉市では、平成26年から令和5年にかけて、乳児の受け入れ枠を197人から373人に拡大したことに加え、今後、保育士の増員及び既設園の空き部屋の活用により乳児枠の拡大を図り、待機児童解消に対応する予定だと聞いています。

この機会に、現在の待機児童の解消を図るだけでなく、将来の待機児童を生み出す育休退園制度を廃止するため、一定数の保育士を増員していただきたいと考えています。

以上より、次のことについてお願いいたします。

【請願項目】

- 育休退園制度の廃止及びそのための一定数の保育士の増員を希望します。
- 上記請願項目の実現のため、国や県に意見書を提出することを求めます。

育児休業中の保育の継続利用実現への補助を求める意見書（案）

育児休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについて、保育所等を引き続き利用することは、市町村にその必要性を認められることが要件である。関連法令 子ども・子育て支援法施行規則 第一条の五によれば、

法第十九条第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

（一から八、および十は省略）。

とされており、また「「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について」（府子本第 744 号/30 文科初第 611 号/子発 0720 第 1 号）によれば、保育所等を引き続き利用することが市町村に必要と認められる例として下記が示されている。

第 2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

1 保育の必要性に係る事由（法第 19 条第 2 号及び第 3 号、規則第 1 条）

(2) 留意事項

ウ 規則第 1 条第 9 号（育児休業取得時の継続利用）

(ア)保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。（後略）

これを基に各市町村は保育の必要性を判断している。そのため、育児休業中も保育の必要性を認める下限の年齢は、市町村によって「無条件」から「全く認めてい

ない」までさまざまであり、多くは無条件～3歳以上児となっている。従って、要件を満たさない子どもは退園させられる、いわゆる育休退園が発生する場合がある。

この育休退園により、育児休業を取得した保護者の中には、産後約2か月から、乳児2人（うち1人は生後間もない児）を自宅で育てるケースがある。世帯の核家族化が進み、子育て世帯が育児の孤立を感じる人が多いといわれる現代の子育て状況に加え、男性の育児休暇取得率が低く、家庭における子育ての大部分を実質的に母親が担っている状況下にあつては、乳児2人の育児は、母親に相当の負担を強いている。また、産後まもなく乳児2人の世話をしながら復職への準備を行うこと、さらに復職に際して乳児2人を保育園に入園させられるかといった不安を抱かざるを得ない状況は、相当の精神的負担である。このことは、2人以上の出産を躊躇させ、少子化の要因の一つとなっていると考える。

また子どもの育ちの観点でも、人格形成時期における環境の影響、人間関係構築の重要性などから、保育園で継続して保育を受けることは重要である。この点に関して2026年度より本格実施予定の「子ども誰でも通園制度」では、育児休業前と同一施設を継続利用できない可能性があることや、利用時間も「月10時間以上で内閣府令で定める時間」とされるものの上限が未定であり、現時点では代替となる制度とは言い難い。

よって育児休業中の保育の必要性を年齢に関わらず認め、育休退園を廃止することが必要であり、全国的には要件が緩和される傾向である。しかしながら、これには保育施設の拡充や保育士の増員などの財政負担が伴うことから、そもそも財源が乏しい市町村では実現が困難である。国全体として出生率上昇への取り組みが急務である現状において、育休退園廃止は全ての市町村において満遍なく実施されるべきものであり、市町村の財源次第で可否が左右されるべきではない。

よって、岩倉市議会は、育休退園を廃止し安心して子育てができるよう、国において、育休退園廃止に係る市町村の財政負担への補助を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 / 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣
厚生労働大臣

育児休業中の保育の継続利用実現への補助を求める意見書（案）

育児休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについて、保育所等を引き続き利用することは、市町村にその必要性を認められることが要件である。関連法令 子ども・子育て支援法施行規則 第一条の五によれば、

法第十九条第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

（一から八、および十は省略）

とされており、また「「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について」（府子本第 744 号/30 文科初第 611 号/子発 0720 第 1 号）によれば、保育所等を引き続き利用することが市町村に必要と認められる例として下記が示されている。

第 2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

1 保育の必要性に係る事由（法第 19 条第 2 号及び第 3 号、規則第 1 条）

（2）留意事項

ウ 規則第 1 条第 9 号（育児休業取得時の継続利用）

（ア）保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子どもについては、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであること。（後略）

これを基に各市町村は保育の必要性を判断している。そのため、育児休業中も保育の必要性を認める下限の年齢は、市町村によって「無条件」から「全く認めてい

ない」までさまざまであり、多くは無条件～3歳以上児となっている。従って、要件を満たさない子どもは退園させられる、いわゆる育休退園が発生する場合がある。

この育休退園により、育児休業を取得した保護者の中には、産後約2か月から、乳児2人（うち1人は生後間もない児）を自宅で育てるケースがある。世帯の核家族化が進み、子育て世帯が育児の孤立を感じる人が多いといわれる現代の子育て状況に加え、男性の育児休暇取得率が低く、家庭における子育ての大部分を実質的に母親が担っている状況下にあっては、乳児2人の育児は、母親に相当の負担を強いている。また、産後まもなく乳児2人の世話をしながら復職への準備を行うこと、さらに復職に際して乳児2人を保育園に入園させられるかといった不安を抱かざるを得ない状況は、相当の精神的負担である。このことは、2人以上の出産を躊躇させ、少子化の要因の一つとなっていると考える。

また子どもの育ちの観点でも、人格形成時期における環境の影響、人間関係構築の重要性などから、保育園で継続して保育を受けることは重要である。この点に関して2026年度より本格実施予定の「子ども誰でも通園制度」では、育児休業前と同一施設を継続利用できない可能性があることや、利用時間も「月10時間以上で内閣府令で定める時間」とされるものの上限が未定であり、現時点では代替となる制度とは言い難い。

よって育児休業中の保育の必要性を年齢に関わらず認め、育休退園を廃止することが必要であり、全国的には要件が緩和される傾向である。しかしながら、これには保育施設の拡充や保育士の増員などの財政負担が伴うことから、そもそも財源が乏しい市町村では実現が困難である。国全体として出生率上昇への取り組みが急務である現状において、育休退園廃止は全ての市町村において満遍なく実施されるべきものであり、市町村の財源次第で可否が左右されるべきではない。

よって、岩倉市議会は、育休退園を廃止し安心して子育てができるよう、愛知県において、育休退園廃止に係る市町村の財政負担への補助を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先 / 愛知県知事